

Title	中国核兵器開発問題をめぐる米国の対応： NPT体制における「核兵器国」「非核兵器国」の成立
Sub Title	The U. S. policies on Chinese nuclear weapons program : the origin of "nuclear weapon states" and "non-nuclear weapon states" under NPT
Author	坂本, 正樹(Sakamoto, Masaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2018
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.117, (2018. 6) ,p.105- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20180615-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国核兵器開発問題をめぐる米国の対応

——NPT体制における「核兵器国」「非核兵器国」の成立——

坂 本 正 樹

- 一 序 論
- 二 中国核開発問題の浮上と核不拡散合意問題
- 三 軍事介入策とジョンソン報告
- 四 中国の核実験と米国の反応
- 五 NPT草案における「核兵器国」の確定
- 六 結 論

本稿は、NPT体制を中心とする核兵器秩序の構築を進める中で、新たに核兵器獲得を図る中国に対して米国がどのように対応したのかを分析する歴史研究論文である。

一九六〇年代以降、中国の核兵器開発は米国の核不拡散政策における深刻な懸念対象となった。一九六四年一〇月に中国が最初の核実験を成功するまでの間、米政府内では中国の核実験に対してこれを阻止する方策やその影響を抑制する方策が様々な角度から検討された。中国の核兵器保有が米国にとって容認し難いことであったのは、その敵対姿勢によることも当然であったが、それ以上に米国が懸念していたのは、中国の核兵器が他国の核兵器開発を連鎖的に招く可能性であった。このため、中国が核実験に成功した一九六四年一〇月以降も、NPT条文上において「核兵器国」として中国を認めることは、米政府にとって安易に決断できない事案であった。では、米国はどのような検討過程を経て、「核兵器国」としての中国を認めるに至ったのか。この問題に答えることが本章の中心的課題である。

中国の核兵器開発に対する当該期の米国の政策に関する先行研究は、対中政策の研究と核不拡散政策の研究の二つの大きな潮流において進められてきたが、そのいずれにおいても中国の核兵器獲得は、それぞれの政策への「影響」について重要性が評価される反面、「核兵器国」となった中国それ自体への米国の対応については十分に分析されてこなかった。例外的に注目を集めてきた中国の核施設への軍事介入計画に関する研究も、主として政府内において軍事介入計画が検討されていたという事実解明に力が注がれており、「核兵器国」となった中国に対する米国の対応がどのようなものであったかという疑問に答えるものではない。

結論は以下のとおりである。一九六五年八月のNPT草案提出によって米国は「核兵器国」としての中国を容認するに至ったが、それが「核兵器国」を名指しにするのではなく条文においてその定義のみを記すという間接的な形式をとった背景には、アジアにおいて米国と厳しく対立する中国の核兵器保有を受け入れ難く考える米政府内の根強い意見と、中国が「核兵器国」の仲間入りを果たすことに不満を覚えるインド・台湾といった冷戦下の同盟国・友好国

への配慮が存在した。このような苦渋を抱えながらも米国が下した「核兵器国」中国の容認は、「核兵器国」と「非核兵器国」という今日まで続くNPT体制の枠組みを形成し、以降の核拡散問題の議論に大きな影響を及ぼすことになるのである。

一 序 論

一九六五年八月一七日、米政府は国連一八カ国軍縮委員会 (Eighteen Nation Disarmament Committee: ENDC) に対して、「核兵器の不拡散に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT)」の草案を提出した⁽¹⁾。草案の第四条において、一九六八年の最終的なNPTの条文においても採用される「核兵器国 (nuclear-weapon States: NWS)」と「非核兵器国 (non-nuclear-weapon States: NWS)」の定義の原型が確立された⁽²⁾。この結果、前年一九六四年一〇月に核実験を行ったばかりの中国が、今日まで続くNPT体制における「核兵器国」五カ国の一員として米政府から事実上の承認を受けることになり、一九六五年初頭の国際社会における核兵器国の「現状」は、国際的核兵器秩序において「固定化」されることになった。

一九六〇年代までに、米政府内において核拡散問題は深刻な懸念の対象となっていた。とりわけ、ケネディ (John F. Kennedy) 政権からジョンソン (Lyndon B. Johnson) 政権にかけて警戒されていたのが、中国による核兵器開発計画である⁽³⁾。一九六四年一〇月一六日に中国が最初の核実験に成功するまでの間、米政府内では中国の核実験に対してこれを阻止する方策やその影響を抑制する方策が様々な角度から検討された。中国の核兵器保有が米国にとって容認し難いことであったのは、米国への敵対姿勢によるところも当然あったが、それ以上に米国が懸念していたのは、中国の核兵器が他国の核兵器開発を連鎖的に招く可能性という核拡散の問題であった。このため、中国が核実験に成功し

た一九六四年一〇月以降も、NPT条文中において「核兵器国」として中国を認めることは、米政府にとって安易に決断できない事案であった。にもかかわらず、なぜ、そしてどのような検討過程を経て、米国は最終的なNPTの草案において「核兵器国」としての中国を認めるに至ったのか。この問題に答えることが本稿の中心的課題である。

中国の核兵器開発に対する米国の政策に関しては、様々なアプローチによる研究が存在するが、そこには大きく二つの潮流が存在する。一つは米国の対中政策の枠組みの中で核兵器問題を取り上げるものであり、もう一つは本稿のように核不拡散政策の視点から分析を試みるものである。対中政策の視点からは、中国の核兵器開発はベトナム戦争の激化とともに米政府内における中国への警戒心を助長し、当時政府内で検討されていた米中接近を妨げた一因として語られることが多い⁽⁴⁾。一般に、そうした研究の関心は中国の核兵器開発が対中政策全体に与えた影響に向いており、核兵器開発自体に対して米国がどのような対策を講じたのか、という側面についての分析は希薄である。

一方、核不拡散政策の視点からは、中国の核開発計画は米国への直接的な脅威というよりも、他の潜在核保有国の核開発を誘発する危険性を持つという点が、少なくとも短期的には主要な懸念の対象となった。このような脅威認識の性格のためか、核不拡散政策の研究も中国の核開発それ自体への対応よりも、中国の核実験成功を起点とするNPT交渉等の米国の核不拡散政策に焦点を当てたものが多く、問題の焦点も欧州における多角的核戦力(Multilateral Force: MLF)をめぐる議論などに置かれてきた⁽⁵⁾。言い換えれば、「中国核実験」は一般的な核不拡散政策が加速する契機として重要視される反面、「核兵器国」となった中国自体に対して米国がどのような対応を行ったのか、という点については十分に議論がなされてこなかったと言える⁽⁶⁾。

こうした研究傾向において例外的に関心を集めてきたのが、米国による中国の核施設への軍事介入計画に関する研究である。米国による中国核施設への軍事介入計画の存在は、一九八八年にチャン(Gordon Chang)の論文が指摘したものであり、その後バール(William Burr)とリッチェルソン(Jeffrey T. Richelson)の研究によってより具体的な事

実が明らかにされた。⁽⁷⁾これらの研究は、中国の核開発計画に対する米国の政策を明らかにする反面、米政府がこの時期に中国への軍事介入策を検討していたというセンサーショナルな事実の解明に重心を置いている。⁽⁸⁾またそれゆえに、分析の射程も中国が核実験を行うまでの時期に留まっており、核兵器獲得後の中国に対して米国がどのように対応したのかという問題に答えるものではない。

以上のような研究状況をふまえて、本稿では、米国は、なぜ、そしてどのような検討過程を経て、「核兵器国」としての中国を受け入れるに至ったのか、という課題を設定し、米政府内の一次資料を用いてケネディ・ジョンソン政権をまたいだ中国の核兵器問題に関する対応策の検討過程を明らかにすることで、この課題に取り組む。言い換えれば、それは中国の核兵器獲得成功という米国の核不拡散政策にとつての「失敗」後の対応までを射程に入れた分析に他ならない。そして、それは核不拡散政策の予防的性格やある国が核兵器を獲得あるいは断念するまでの「事前」の時期を重視してきた従来研究とは異なる視点を提示する試みでもある。

ケネディ大統領を含む政権スタッフの少なからぬ人数が中国の核兵器獲得阻止を政策目標として維持しようとする一方で、中国の核兵器開発の進展が明らかに becoming につれ、政権内では「核兵器国」としての中国を不可避的なものと見なす声が強まることになる。そうした声は、中国の核兵器脅威の過度な評価を疑問視する分析と、「核兵器国」として中国を認めることで逆に国際社会における責任を要求していくべきであるという見解に基づくものであった。このように、円滑に「核兵器国」中国を国際社会に取り込んでいくべきであるとする意見と、中国の核兵器獲得阻止を政策の第一目標にしようとする意見とのせめぎ合いが、本稿の分析対象期間を通して展開されることになる。

では、そうした政策目標をめぐる議論と並行して、どのような選択肢が検討されたのか。新たな核兵器国が出現した時の対応には、排除・拒絶・容認の三種類が考えられる。すなわち、外交・経済・軍事といったあらゆる手段を用いて核兵器能力そのものの排除に動くか、核兵器国としての「正統性」を認めずその存在を拒絶し続けるか、あるいは

はその国を核兵器国として容認するかという三つの選択肢である。中国の核開発計画に相対した米政府内においても、自覚の如何に関係なくこうした三つの選択肢が議論の俎上に載せられることになる。とはいえ、こうした三つの選択肢は必ずしも当初から米政府内の対外政策スタッフ達の念頭にあったものではなく、中国の核開発計画の進行とともに段階的にそれら三つの選択肢が議論されることになった。それゆえ、あたかも当時のスタッフ達がこうした三つの選択肢を明らかな前提としていたかのように論じることが、歴史叙述の点から問題であろう。俯瞰的視座から出来事を論じる分析的視点と、出来事の経過を順次追っていく叙述的視点を融合することは容易ではないが、以下ではこうした三つの選択肢という枠組みを念頭に置きつつ、米政府内において「核兵器国」中国への対応の検討がどのように進められていったのかを叙述的にみていくことを試みたい。

以下、本稿の構成について述べる。第二節では、中国の核開発問題が米政府内で本格的に議論されていく過程と核不拡散交渉における中国参加の検討について説明する。第三節では、ケネディ政権からジョンソン政権にかけて検討された中国の核施設への軍事介入策について分析を行い、そこから「核兵器国」中国に対する当該期の米国の認識について明らかにする。第四節では、中国の核実験成功に際した米国の対応について分析し、中国の核保有に対する米国の認識の変遷を明らかにする。最後に第五節では、NPT草案を作成する過程で米国がどのようなかたちで「核兵器国」としての中国をNPT草案の中で扱うに至ったのかを明らかにする。

二 中国核開発問題の浮上と核不拡散合意問題

米政府がいかにして中国を「核兵器国」として受け入れるに至ったのか、という本稿の疑問に答えるためには、まず中国が核兵器能力を獲得する以前の話までさかのぼる必要がある。中国の核兵器開発は一九五〇年代半ばから始

まったとされるが、それが米政府内で注目を集めるようになったのは、一九六〇年代に入ってからのことである。⁽⁹⁾ 特
にその契機となったのは、一九六〇年一月一二日の中央情報局 (Central Intelligence Agency: CIA) 作成の覚書と、
これに基づいて一二月一三日に提出された「中国の原子力エネルギー計画」と題する国家情報評価 (National
Intelligence Estimate: NIE) 文書である。これらの文書は、共産党中国による最初の核実験の可能性を遅くとも一九
六四年までと初めて具体的な期日をもって明記し、米国の政策決定者たちに衝撃を与えた。⁽¹⁰⁾

このような中国の核兵器開発問題は、核兵器保有国の増加を問題視するケネディ政権下で特に深刻な懸念の対象と
なった。キューバ危機の余韻が冷めやらぬ一九六二年一月八日、大統領補佐官のバンディ (McGeorge Bundy) はケ
ネディ大統領への覚書の中で、「中国の核兵器保有は向こう数年における現状への最大の脅威である」と述べていた。⁽¹¹⁾
キューバ危機終息後、ソ連との緊張が一つの頂点を越えて徐々に緩和へと向かう中、一〇月に同じく発生した中印国
境紛争は、中国側の攻撃的姿勢を改めて米国に認識させる出来事だった。⁽¹²⁾ 中国の核開発計画の進行を食い止めるため
に、米国は西ドイツの核保有を懸念するソ連に対して多国間の核不拡散合意締結への協力を模索するようになる。⁽¹³⁾
キューバ危機を経てさらに悪化していく傾向がみられた中ソ対立は、対中政策についてソ連と協力していくための追
い風になると米政府は考えていた。⁽¹⁴⁾ こうした中で、中国に対する核不拡散政策の検討と取り組みは、国務省・国防総
省という主要な対外政策担当省に加えて、一九六一年九月に国務省内の軍縮局を独立させる形で設置された核不拡散
政策担当機関である軍備管理軍縮局 (Arms Control and Disarmament Agency: ACDA) を中心に進められていくこと
なる。

この時期、ケネディ政権の思い描く核不拡散合意の枠組みにおいて、いまだ核兵器を持たない中国には当然のこと
ながら「核兵器国」としての地位は想定されていなかった。一九六二年一二月一二日に北大西洋条約機構 (North
Atlantic Treaty Organization: NATO) 会議に出席した国務長官のラスク (Dean Rusk) は持参した核兵器不譲渡

(Nontransfer of Nuclear Weapons) 宣言の草案を提示したが、その中では米ソ英仏の四カ国が現核保有国として具体的に名指しされており、この四カ国が他の国家に核兵器を譲渡しないことを共同で宣言する内容であった。⁽¹⁵⁾同時に、宣言草案は非核保有国の調印も歓迎しており、調印国は核兵器の生産・獲得を放棄することとしていた。この宣言草案における米国の狙いの一つは、ソ連を含めた現核保有国四カ国の核不譲渡宣言により中国に対して圧力をかけ、核兵器開発の放棄を促すことにあった。核不拡散問題の重要なカギを握る西ドイツが中国の参加を条件にこの宣言を了承したこともあり、この宣言構想は、中国による核兵器開発の放棄を前提に進められることになったのである。⁽¹⁶⁾一九六三年四月一二日、ラスクは核不拡散宣言の全文を駐米ソ連大使ドブルーニン (Anatoly Dobrynin) に手交したが、ここにおいても先述の内容は維持されたままであった。⁽¹⁷⁾

中国側は米ソの核兵器に関する交渉に対して一貫して冷淡な態度をとり続けていた。⁽¹⁸⁾ケネディ大統領は、中国を「非核兵器国」として国際的な核兵器合意の枠組みに編入する可能性を諦めきれずにいたが、ソ連と協調して国際合意を形成する機会を捨ててまで中国問題に固執することは控えた。一九六三年八月に調印された部分的核実験禁止条約 (Partial Test Ban Treaty: P T B T) の交渉過程においても、ケネディはソ連に対して中国の参加を呼びかけるように要請を続けながらも、中国の参加を条約締結の条件とすることはなかった。⁽¹⁹⁾P T B T への中国の参加を諦める一方で、ケネディは国際的な核兵器に関する合意形成を通して、国際社会における中国の孤立化を図った。しかし、中国の核保有自体を懸念するケネディにとって、中国を孤立させることそれ自体は手段に過ぎず、最終的に孤立の圧力に耐えかねた中国が条約参加や核兵器開発の放棄に至ることを依然として期待していた。したがって、ケネディの狙った中国の孤立化は、国際社会からの締め出しというよりも、むしろ最終的に中国を国際社会に編入するための手段とする側面が強かったと考えられる。⁽²⁰⁾

一九六三年一一月にケネディ大統領が暗殺されると、次のジョンソン政権下では核不拡散合意における中国の参加

問題が改めて議論されることになった。一九六四年六月一日、ACDA副長官のフィッシャー(Adrian Fisher)は、ラスクへの覚書の中でソ連との核不拡散交渉において米国が中国参加にこだわらないことを伝えるべきであると述べた。²¹⁾この問題について、ラスクは翌日の一日にACDAスタッフらと会合を開いて議論を行った。この会合においても、フィッシャーは中国の参加は核不拡散合意の有益性において重要なものではないという立場をとった。中国による核実験はそう遠くない未来に起きる確定事項と世界中から認識されているものであり、米国が中国の参加に執拗にこだわり続けられ、他国は交渉に対する米国の真摯さに疑いを抱くことになる。これがフィッシャーの考えであった。²²⁾

では、核不拡散合意に参加しない中国をどのように扱うべきなのか。会合に参加していた統合参謀本部(Joint Chiefs of Staff: JCS)議長のコイラーは、フィッシャーの発言を受けて、「中国が最初の核兵器実験に成功した場合、米政府は中国を『核兵器国』として扱うつもりでいるべきか」と尋ねた。これに対してフィッシャーは、米国は核実験後も中国が分別ある核政策をとるように、中国に対して圧力を行使していくべきであると答えた。²³⁾コイラーの疑問に対してやや間接的な回答となっているが、「分別ある核政策をとるように」促していくという方針は、米国が中国を「核兵器国」として国際社会に受け入れることを前提としており、中国に核兵器の放棄を訴える方針とは異なるものであることがわかる。

しかし結局、この時点では核実験に成功した場合に中国をどのように扱うべきか、という問題について明確な方針が定められることはなかった。これまでの議論をACDA主導でまとめた八月一四日のポジションペーパーの草案では、中国の参加を核不拡散合意の対ソ交渉における前提条件としないことが記されたが、核実験成功後の中国をどのように扱うべきかというコイラーの疑問に対しては、直接的な言及を控えていた。文書内では、中国抜きで核不拡散合意の効果の一つとして、国際社会において中国を孤立させることが期待できるとしているものの、それにより途上

国への中国の影響力を減衰できるという点にしか触れておらず、孤立状態に置くことで核兵器開発に関する中国側の行動修正を促すといった狙いについては一切言及がなかった。⁽²⁴⁾

また、核不拡散合意において中国の参加を前提条件としないという方針も、対ソ交渉における戦術上、米国の側からこの問題を持ち出すことは控えるべきであるとされた。この点は、ACDAの文書を読んだ無任所大使のトンプソン (Llewellyn Thompson) が特に懸念するところであった。トンプソンは、核不拡散合意において中国の参加を前提条件としないという方針自体に賛同する一方、現時点ではこの決定を下すべきではないとした。これは、たとえばACDAの方針通りに対ソ交渉における発言を控えたとしても、米政府内での決定は何らかの形で同盟国に知られることになる、そうなれば中国の核兵器開発に重大な懸念を抱くインドをはじめとする国家は、核不拡散合意に反対の立場を示すことが予想されたからである。まずソ連との間で米国とその同盟国も受け入れ可能な核不拡散合意を形成することを最優先とし、しかるのちに中国の参加問題について議論すべきである、というのがトンプソンの見解であった。⁽²⁵⁾

以上のように、一九六四年夏の時点で、核兵器を保有した場合の中国に対する米国の方針は依然として不透明な部分が多かったが、徐々にその方向性が固められつつあったと言える。既述のような事情のために正式な決定にこそ至らなかったものの、核不拡散合意において中国の参加を前提としないという方針については、政府内ではほぼ暗黙の合意に至っていた。これは言い換えれば、米国が交渉を通して中国に核兵器開発の「排除」を達成することが不可能であるという認識を改めて固めたことを意味した。

三 軍事介入策とジョンソン報告

核不拡散合意における中国の扱いについての議論が交わされる一方で、米政府内ではより積極的に中国の核兵器開

発計画を阻止しようとする構想の検討も行われていた。いくつかの研究が明らかにしたように、ケネディ、ジョンソン政権において、中国の核開発施設に対する直接的な軍事介入策が極秘に検討されていた。⁽²⁶⁾ 以下では、中国の核兵器開発計画に対する軍事介入策の検討過程を追跡し、米国の中国認識において軍事介入策をめぐる議論がどのような意味を持ったのかという点について分析したい。

一九六三年二月、国防次官補ニッツェ (Paul Nitze) は JCS に対して核実験禁止や他の軍備管理協定に中国を参加させるための方策の分析を依頼した。これは、当時ソ連との間で交渉の俎上にあった核実験禁止条約に、中国が参加する可能性を捨てきれないケネディ大統領の意向を反映したものであった。この要請を受け、四月二十九日、JCS は「共産党中国の脆弱性に関する研究」という報告書を提出した。この報告書は、外交・宣伝攻勢といった間接的行動と並べて、空爆や戦術核兵器使用を含めた直接的行動の選択肢を挙げていた。様々な直接的介入策の中で、JCS は米ソ共同での行動がもっとも有効な手段の一つであると述べていたが、同時にいかなる「公然の軍事行動」も、中国を核実験禁止条約等に参加させる方法としては現実的でないと結論づけていた。⁽²⁷⁾

このように、当初から軍部の否定的な意見に直面することになった軍事介入策だが、中国による核兵器保有という事態を受け入れ難く考えていたケネディ大統領は、この方策について引き続き検討を進めることを決定した。七月三十一日、国防次官補代理のウィリアム・バンディ (William Bundy) は、JCS に対して「核開発計画を遅らせるもっとも厳しい手段として」中国の核兵器製造施設への通常軍による攻撃を「不測の事態への対応策 (contingency plan)」として検討するように依頼した。⁽²⁸⁾ これを受けて、JCS は一二月に通常兵器による中国核施設への攻撃計画を提出したのである。⁽²⁹⁾ しかし、この計画はあくまで「不測の事態への対応策」として準備されたものであり、その本質が受動的な性格であったことには注意する必要がある。既にみたように JCS は米国単独での中国の核施設に対する軍事行動に否定的な立場をとっており、この介入計画も積極的な攻撃計画というよりは、中国側の動き次第で必要となるかも

しない事態に備えたものであったとみるべきである。

とはいえ、こうした軍事介入計画への政権の関心が、一般的な予備的作戦計画に対するそれ以上の大きさであったことは、様々な点から窺える。特に大統領であるケネディの軍事介入計画への関心は、政権内でも際立ったものだった。核武装した中国の脅威へのケネディの懸念は強く、政権スタッフに対しても、「国籍不明の航空機をどうにか飛ばして、中国の（核開発）施設——精々数個しかないだろう——を取り除くことは、それほど難しいことではないだろう。核兵器を得た中国の脅威に直面するよりも、我々か、あるいはソ連がそうした行動に出られるかもしれない（括弧内筆者）」といった発言を漏らしていた。⁽³⁰⁾ ケネディの死後も国家安全保障会議（National Security Council: NSC）スタッフのバンディやフォレストル（Michael Forrestal）は、軍事介入計画への積極的姿勢を持ち続けることになる。⁽³¹⁾

しかし、軍事介入策に対する否定的見解は、JCSに限ったものではなかった。この問題に関して省庁間協力での分析を主導していた國務省政策企画評議会（Policy Planning Council: P P C）のロバート・ジョンソン（Robert Johnson）は、一九六三年頃から将来的な中国の核兵器の脅威を過大評価する傾向に疑問を呈する文書を作成しており、またその点から軍事介入計画についても否定的な立場をとっていた。⁽³²⁾ 一九六四年四月一七日、P P C議長のロストウ（Walt Rostow）は、ロバート・ジョンソンの研究をとりまとめた「共産党中国の核能力の含意」と題する最終報告書を完成させた。⁽³³⁾ これらはラスクを通してジョンソン大統領の元にまで届けられた。⁽³⁴⁾

この報告書において、ジョンソンは中国の核保有が持ちうる脅威について、「米中間の核能力の圧倒的な不均衡がある限り、中国による核の先制使用は極めて可能性が低い」としており、米国への直接的な軍事的脅威は短期的にはほとんど考えられず、主としてアジアの同盟国に対する影響などの政治的脅威が中心になると評価していた。また、核兵器を保有したことで自信をつけた中国が、周辺地域に対してより攻撃的な行動に出る可能性についても、そうした行動がもたらす反動的な結果を考慮して中国は慎重な態度をとるだろうと見ていた。核施設の破壊作戦についても、

米国の情報機関が中国国内の主要な核施設を網羅できていない可能性もあり、中国側からの報復の可能性などの点からも有効性とリスクの点で問題が多いと指摘していた。以上のような評価の下で、ジョンソンは中国の核開発施設への軍事介入策について、「中国による大規模攻勢に対する反撃の一端として行う場合を除き望ましくない」という結論を出した。⁽³⁵⁾

以上のようなジョンソンの報告書は、リスクをはじめとする政府内スタッフの多くから強い賛同を得る一方で、大統領補佐官バンディのようにジョンソン報告の結論を懐疑的にみるスタッフも存在した。⁽³⁶⁾ 彼らは、ジョンソンを中心とするPPCが中国の核兵器獲得によって引き起こされる「政治的帰結」を過小評価していると考えていた。また、この時期、米国は台湾の大陸攻勢を中国の核開発施設への攻撃に使う可能性についても検討しており、それらは最終的に破棄されることになったものの、このような同盟国への配慮も無視できないものであるというのがバンディらの考えであった。⁽³⁷⁾

しかし、中国による最初の核実験の予測日が近づくにつれ、米政府内では軍事介入策について何らかの結論を出すことが求められることになった。⁽³⁸⁾ 九月一日、ラスク、マクナマラ (Robert McNamara) 国防長官、マコーン (John McCone) CIA長官、バンディら主要な対外政策スタッフが國務省での昼食会において一堂に会して中国への軍事介入策について話し合った。会議の内容については明らかにしていないが、最終的に以下のような結論がまとめられた。第一に、中国側との間に軍事的抗争が発生しない限り、中国の核施設への米国単独での軍事行動は望ましくないので、第二に、ソ連との共同行動の可能性は十分にありうるためソ連側の意向を探ること、最後に、中国の核実験場への上空からの航空機による偵察に関する事項である (機密未解除のため詳細は不明)。軍事介入策にもっとも関心を持っていたバンディも最終的にこの方針に同意し、同日にジョンソン大統領へ伝えられその承認を受けた。⁽³⁹⁾ その後、ソ連に対しては対中共同行動に関する打診が行われたが、ソ連側はそうした誘いに乗ることはしなかった。⁽⁴⁰⁾

この九月一五日の決定により、対外政策スタッフの上層部の間では中国の核施設に対する軍事介入策は事実上放棄されたと言えるが、政府内における軍事介入策への議論は継続された。昼食会での決定の同日、国務省国際安全保障問題課のローウェン (Henry Rowen) は、「共産党中国の核開発計画に関する何らかの行動」と題する文書を作成し、軍事介入策の再検討を訴えた。⁽⁴¹⁾ この文書に基づき、九月一七日の中国核兵器問題に関する定例会合に参加したローウェンは、同席していたジョンソン自身に対して、ジョンソン報告が中国の核兵器開発問題について「短期的なスパンで考えすぎているため、過度に楽観的な見方をとっている」と述べ、その提言を「微温的 (temperate)」なアプローチであると強く批判した。ローウェンはソ連のケースを引いて、一五年前には核兵器を開発したばかりだったソ連が今や核兵器国として米国に挑戦していることや、核実験直後でさえスターリンが朝鮮戦争に乗り出す決定に影響を及ぼした可能性について指摘した。その上で、技術的な点でも、核兵器を用いない空爆攻撃により核施設の破壊は十分可能であり、またそれは他の潜在核保有国に対する「脅し」の効果も持つという見方をとっていた。⁽⁴²⁾

以上のような軍事介入による中国の核兵器開発の阻止作戦をめぐる一連の議論は、米国の中国認識においてどのような意味を持ったのだろうか。第一に、軍事介入という直接的な対応策をめぐる議論において、政府内の中国の核兵器への脅威認識に関する相違が浮き彫りとなった。具体的には、中国の核保有の脅威を軍事介入以外の手段で対処可能なレベルであると評価するラスクやロストウらと、中国の核保有の脅威が持つ深刻性や不可逆性を憂慮するバンディラのグループである。こうした脅威認識の相違は、主として中国政府の合理性に関する評価と、中国の核保有が核拡散問題に与える影響の評価の二点における意見の違いに基づくものであったと言える。第二に、米国単独での軍事介入は退けられたものの、ソ連との協調という条件さえ満たせば、軍事介入に肯定的なスタッフが多かった点は、米政府内において依然として「核兵器国」としての中国を「排除」することが望ましいという考えが多数であったことを示している。一九六四年九月一五日の会合以降も対外政策スタッフの間で軍事介入策をめぐる議論が継続された

ことは、そうした「核兵器国」としての中国を「排除」する選択肢が水面下で維持されたことを意味するのである。

四 中国の核実験と米国の反応

一九六四年一〇月一六日、中国政府は、同日に行われた初の核実験が成功したことを公表した。⁽⁴³⁾ 報せを受けたジョンソン大統領はすぐに記者会見を開き、実験に関する米国の公式声明を発表した。声明においてジョンソン大統領は、「中国の核実験に米政府は全く驚いていない。それは既に我々の防衛計画と核能力の検討において完全に考慮されていた」と述べ、実験の衝撃が国際社会に及ぼす影響を減殺することに努めると同時に、「我々は中国の核実験による大気圏汚染を全人類とともに嘆く」と述べ、中国の核実験に対する批判的姿勢を明確にした。⁽⁴⁴⁾ このジョンソン大統領による演説にみられるように、中国の核実験成功に際した米政府の対応の狙いは、核実験が同盟国に与える衝撃をできる限り抑制すること、中国の核実験が国際社会に対する敵対行為であることを喧伝することにあつた。⁽⁴⁵⁾

中国の核実験成功により、国際社会からは軍縮・軍備管理交渉への中国の参加を求める声が一層強くなった。例えば、一九六四年一月二七日、インド首相シャストリ (Lal B. Shastri) は周恩来への書簡において、中国政府のPTBT批准と軍縮交渉への参加を改めて呼びかけた。⁽⁴⁶⁾ また、国連では一二月八日にアイルランド外相アイケン (Frank Aiken) が総会演説において中国の核実験が核不拡散問題にもたらした影響への懸念を表明し、一刻も早く中国を含む「核兵器五カ国」が非核保有国の安全を相互に保証した上で核不拡散合意を成立させることを訴えた。⁽⁴⁷⁾ 演説においてアイケンは、台湾への配慮を示しながらも現実的な視点から共産党中国を含む核兵器五カ国が安全保障理事会常任理事国となり核不拡散合意を主導すべきであると考えており、米ソ英仏が共同で台湾、中国の両政府と交渉を行うことを提言していた。⁽⁴⁸⁾

このような中国の軍縮・軍備管理交渉への参加を要請する声が強まる一方で、中国の核実験に対する米政府の対応は、先述のように中国の核実験を強く批判することを第一としていた。中国が核実験を行った一〇月一六日のインタビューにおいて、ラスクは中国政府が発表声明において行った核兵器問題に関するサミット会議の呼びかけを「目くらまし (smokescreen)」に過ぎないと切り捨て、中国政府には軍縮に真剣に取り組む意思がないという認識を示した。⁽⁴⁹⁾ また、一〇月一八日の演説において、ジョンソン大統領は「何らかの違いこそあれ、これまでの核兵器国四カ国はいずれも現代の世界において大国としての長い経験を持つ冷静かつ思慮深い国家であったが、共産党中国にはそのような経験は一切ない」と断じ、核兵器を保有した中国を既存の核保有国と差別する論調をとった。⁽⁵⁰⁾ このように、中国の核実験成功に際した米政府の初期対応は、中国に対する道義的非難や国際社会における孤立を指摘し、その「核兵器国」としての「正統性」を否定しようとする狙いが強く、中国を軍縮・軍備管理のテーブルにつかせようとする各国の意向とはニュアンスを異にしていたと言える。⁽⁵¹⁾

このように中国に対して厳しい初期対応をする一方で、米政府内では中国による核実験を契機に核拡散問題への対応を再検討する動きが始まっていた。⁽⁵²⁾ 一九六四年一月一日、ジョンソン大統領は、国防副長官のギルパトリック (Roswell L. Gilpatrick) を議長とする「核拡散問題に関する委員会 (通称ギルパトリック委員会)」の設置を承認した。⁽⁵³⁾ ギルパトリック委員会では米国の核不拡散政策の包括的な再検討が行われたが、その中で新たに核兵器を獲得した中国への対応策についても検討されることになった。⁽⁵⁴⁾ 委員会は二カ月以上にわたり問題の検討を行い、一九六五年一月二日に最終的な報告書を提出した。⁽⁵⁵⁾

では、ギルパトリック委員会は核兵器を獲得した中国に関してどのような結論を下したのだろうか。一月二二日の最終報告書は、中国の核実験により、核拡散コントロールの点で「引き返せない地点」へ急速に近づいているという確信をますます強めることになったと述べ、この問題に関して早急に精力的かつ包括的な取り組みを始めることを提

言していた。ここである「引き返せない地点」とは、米政府内で懸念されていた核拡散の爆発的な広がりを意味していた。このように、中国の核実験は、核拡散という大きな潮流の分析における一要素として第一に扱われたが、核兵器を獲得した中国への個別の分析や提言については控えめな言及に留められていた。唯一、「既存の核兵器国への政策」という項目において、「中国が国際社会の一員として責任をもつて軍備管理の取り組みに参加する意思を見せない限り、長期的に核拡散を抑制し世界の平和と安定を得ることは難しい」と評価し、この問題の複雑性や困難の点から、米政府が対中政策に関して本格的な再検討を行うことを提言していた。「核兵器国」として責任ある行動をとる中国が、国際社会へ参加することを推奨していることがわかるが、こうした動きに向けた具体的な政策については特に挙げていなかった。⁽⁵⁶⁾

しかし、委員会に関する資料を調べると、中国問題に関して最終報告に反映されなかった広範な議論が行われていたことがわかる。例えば、一九六四年一月一日に委員会メンバーの一人ラッシュ・ジョンス（George Rathjens）の作成した「中国の核兵器能力の破壊」と題する文書は、ロバート・ジョンソンの報告が中国の核兵器が米中対立に及ぼす中長期的な影響力を軽視していること、また、核不拡散という点では中国に対して強硬手段をとることが、他の潜在核保有国に対する脅しの効果を持つ側面等を十分に考慮していない点を指摘し、この問題の再検討を提言している。⁽⁵⁷⁾ このような軍事介入策の再提起が行われる動きもあったものの、委員会全体は核兵器を保有した中国をどのように国際社会において許容していくか、という方針に向いていたと言える。一九六五年一月七日の第三回会議において、マクナマラは既存の核保有国への対応に関する議論において、しかるべき時期に米国は中国を孤立させる試みを止めるべきであると述べていた。⁽⁵⁸⁾ 核兵器国数の現状維持のための施策に関する議論において、長期的には米国の安全保障は中国が国際コミュニティの一員として貿易と政治的友好関係を形成していくことに依拠していると、安保理常任理事国の席についても長い目で再検討すべきであるという意見が出ていた。⁽⁵⁹⁾ こうした見解は、具体的な要素こそ捨象

されたものの、先述の最終報告に反映されることになったのである。

以上みてきたように、米政府は核実験直後こそ中国に対して厳しい批判の姿勢をみせていたが、その水面下では中国に対する対応の再検討が進められていた。ギルバトリック委員会における議論とその最終報告は、具体的な施策こそ示さなかったものの、核不拡散政策や長期的な米国の安全保障という観点から「核兵器国」としての中国を受け入れる準備をするべきことを政府スタッフに促すものとなった。だが、ベトナムにおいて中国の支援を受ける北ベトナムとの対立や同盟国である台湾への配慮から、そうした対中政策の変更は依然として大きな政治的コストを伴うものであった。そのため、「核兵器国」中国をどのように扱うべきかという問題にも、慎重な対応が求められることになったのである。

五 NPT草案における「核兵器国」の確定

NPT草案の作成作業は、ここまで見てきた「核兵器国」中国をめぐる米政府内の議論が一定の回答を出す必要性を突き付けた。すなわち、核兵器を保有する国家と核兵器を保有しない国家の間に線引きを必要とするNPTの条約としての性格上、米政府には公式に「核兵器国」中国の扱いを確定する必要性が生じたのである。

既に見てきたように、核実験成功以降、国際社会からは中国の軍縮・軍備管理交渉への参加を求める声が一層強くなっていた。こうした動きを受けて、米政府内でも中国の一八カ国軍縮委員会（ENDC）参加についての検討が密に行われる等、この問題に関する議論が進められていた。⁽⁸⁰⁾しかし、中国側が軍縮交渉への参加条件として国連における台湾の代表権を共産党中国へ移譲することを挙げていたこともあり、中国の軍縮・軍備管理交渉は現状難しいと見られていた。⁽⁸¹⁾同様に、NPT草案において中国をどのように扱うべきかという問題にも、そうした国際社会及び米

国の同盟関係に配慮した慎重な検討が求められることになったのである。

一九六三年四月にラスクはドブルーニンに対して核不拡散宣言の草案を手交しているが、一九六四年末頃からこうした核不拡散合意をより綿密な形式をとった「条約」として再起草する作業が主として英国との協議の下で進められることになった。⁽⁶²⁾ 先述のギルパトリック委員会でも、その検討作業においてNPT草案のモデルが作成されている。この草案においては、米ソ英仏に加えて中国を「核締約国 (Nuclear Parties)」として名指しで呼んでいた。⁽⁶³⁾ しかし一方で、委員会の議論は政府全体の認識と同様に中国のNPT参加はまずありえないという考えを前提にしており、この時点で条約における「核兵器国」をどう表現するかについてどこまで熟考があったのかは定かではない。いずれにせよ、「核兵器国」の表現については英国との草案のすり合わせの中でより詳細な検討が行われることになる。

NPT草案における中国の取り扱いという点で、特に注目すべきなのは一九六五年二月二三日の英米会合である。

この日、英国大使館のフエイバー (Richard Faber) は、ACDAスタッフのフロインド (Richard Freund) に最新のNPT草案とその覚書を手交した。⁽⁶⁴⁾ この草案は、第三条において『「核国家 (Nuclear States)」とは、この条約が調印に向けて開放される期日において、他国の同意なしに核兵器を使用する能力を持つ国家を意味する』と記していた。⁽⁶⁵⁾ 付属の覚書が言及するように、これはギルパトリック委員会におけるモデル草案のように核兵器国を「列挙する」のではなく、「定義する」というアプローチを自覚的にとっていた。⁽⁶⁶⁾ 英国側はこの点について、「少なくとも現状において中国とフランスの問題に対処する最良の方策であるようにみえる」と述べていた。すなわち、仮に中国を核兵器国として名指しで明記すれば、草案を提出した際にインドや台湾を含む多くの国家で問題となる可能性があるが、一方で中国を核兵器国のリストから外すことは同程度の批判を招くものであり、また条約に非現実性や過度な反中国の色がついてしまう恐れがある。英国草案のような定義のかたちをとれば、調印の期日において中国が本当に他国の承認なしで核兵器を使用する能力があるか不明であるという議論を行うことも可能であり、そうした状況下であれば、現実

性に欠けるとはいえ中国は非核兵器国として調印すべきであると他の参加国に弁明することも可能かもしれない。以上のような意図が英国草案における「核兵器国」の定義には込められていたのである。

とはいえ、英国側もこの考えはあくまで試案として提出したものであり、さらなる検討が必要であることを認めていた。そのため、英国は先述のような「核兵器国」を定義する方法の他に、(一) 第一条において核兵器国を列挙する、(二) 修正手続きに関する条項を加え、そこで締約国が後日中国を核兵器国として認めることができるようにする、(三) 条約に調印した核兵器国が、「条約の目的のために中国を核兵器国として承認する」という宣言を行う、という三つの考えを例として挙げていた。以上のような英国のNPT草案と覚書を受け取った米国側はこれを持ち帰り検討を行うことにしたのである。

三月五日、再びファイバーと会ったフロインドは、米国側の予備見解をまとめた文書を渡した。この文書では、米国側は「核兵器国」の定義方式により中国を名指しで「核兵器国」として扱うことを回避するという英国の提案に関して理解を示しながらも、インドをはじめとする他国からこの箇所を追及があることは必然であるため、この方式が条約交渉上の有利として働くかどうかという点について、米英間でさらに詳細な検討を行うことを提案していた。⁽⁶⁷⁾とはいえ、米国側にこの時点で具体的な対案が存在したわけではなく、英国案について積極的な反対理由も挙げられることはなかった。

その後、四月八日の日付で作成された米国の草案は、核兵器国の定義について、「核兵器を製造するまたは核兵器のコントロール (control of nuclear weapons) を得たことのある国家」としていた。このような文言の変更の背景には、米英間で問題となっていたNATOの多角的核戦力 (MLF) 問題への配慮があったと考えられる。⁽⁶⁸⁾一方で、英国案と比べて明確な期日の設定などが規定されておらず、この点に十分な考慮が向いていないふしが窺える。これ以降、NPT草案は、カナダ、イタリアなどとも調整を図りながら修正を経ることになるが、そこでは主として先述のML

F問題をめぐる議論が中心となり、「核兵器国」の定義に関する問題は棚上げ状態に置かれた。⁽⁶⁹⁾ 六月三日付で英国から渡された草案においては、「核兵器国」の定義に関する箇所は空欄となっていた。⁽⁷⁰⁾

この間、国連では四月から核不拡散条約に関する交渉が再開されたが、ソ連側の意向により一八カ国軍縮委員会（ENDC）ではなく国連加盟国一四カ国の参加する国連軍縮委員会（United Nations Disarmament Commission: UNDC）で議論が進められることになった。⁽⁷¹⁾ UNDCという場が交渉の舞台になったことで、多くの国がNPTへの見解を公に表明する機会を得ることになったのだが、そうした各国代表による演説の中で、中国の軍縮交渉参加の訴えが改めて声高に叫ばれることになった。特に五月一日に中国が二回目の核実験を行ったことで、こうした要請はより一層強まることになった。⁽⁷²⁾ 例えば五月一〇日にスウェーデン代表ミューダル（Alva Myrdal）は、ENDCの弱点はフランス代表の席が空席のままであり、中国にはその席すら与えられていないことだと指摘している。⁽⁷³⁾ その一方で、NPTにおける中国の扱いという点に関しては、必ずしも各国の見解は一致していなかった。五月四日のアラブ連合共和国代表ファーム（Nabli Fahmy）の演説にみられるように、参加国には「核兵器国」として中国を軍縮交渉に参加させるべきだと考える国家が多数を占める一方、インドのように中国が「核兵器国」としての地位を確定させることに不満を抱く国家も少なからずあった。⁽⁷⁴⁾

米政府内でも各国からの中国の交渉参加要請の高まりは確認されており、こうした側面からも英国のNPT草案における「核兵器国」定義方式の有効性は再認識されたと考えられる。⁽⁷⁵⁾ 七月一六日にフィッシャーが作成したNPTに関するポジションペーパーでは、「核兵器国」の定義に関する個別の条項は消え、条約義務に関する条項において「本条約に参加しており現在核兵器を保有していない各国（Each of the Parties to this Treaty now owning nuclear weapons）」⁽⁷⁶⁾ という文言で直接説明する形式をとっている。こうした表現は、「現在」の時点が不明確であるなど、条約における記述としては明らかに不適切な面もあるが、英国草案における定義方式が、米政府内においても採用され

ることになったことを示している。

このように、七月中旬までに「定義」形式により中国の「核兵器国」としての立場を婉曲的に容認するという方法が、米政府内でも支持されるようになったが、それは必ずしも「核兵器国」である中国に対して友好的な姿勢で向き合うことを意味するものではなかったことは留意する必要がある。この時期、米政府内では非核保有国への核兵器不使用と安全の保証に関する提案が議論されていたが、七月三十一日の覚書においてフィッシャーは、仮にこの提案を行う場合、既に「核兵器国」となった中国に対しては核兵器不使用の配慮は一切必要ないことを強調できると記していた。⁽⁷⁷⁾ こうした見解の背後には、「核兵器国」としての中国の立場を容認することは、単に宥和的な姿勢から中国を受け入れるのではなく、核兵器を保有する中国に対して相応の姿勢で向き合い責任と義務を要求していくという考えがあったと言えるだろう。

一九六五年八月一七日、再開したENDCにおいて米国はNPT草案を提出した。⁽⁷⁸⁾ 草案の第四条において、『「核国家」とは（空欄）時点で核兵器を使用する独立した能力を有する国家を意味する」と定義していた。多少の文言の変更はあるものの、これは一九六五年二月時点での英国草案の提案を取り入れたものであった。この空欄の日付部分にNPT調印の日付が挿入されることを考えれば、これは事実上中国をここである「核国家」に含めることを意味した。同じ日に行った演説において、ACDA長官フォスター（William Foster）はこの「核国家」の持つ意味について改めて説明したが、やはり具体的な国家名を挙げることは慎重に避けた。⁽⁷⁹⁾ しかし、条約の正文言語について説明するにあたり、フォスターはPTBTの時の英語・ロシア語に加えて、フランス語・スペイン語及び中国語を追加した点に言及した上で、「この変更は改めて我々の世界各国からの条約参加の希望を強調するためのものである」と語り、中国・フランスを含む各国への参加を呼びかけたのである。⁽⁸⁰⁾

六 結 論

以上、見てきたように「核兵器国」となった中国に対する米国の方針には、一九六五年八月のNPT草案提出をもって、「核兵器国」としての中国を事実上容認するというかたちで一つの区切りがついたと言える。これは、核兵器を得た中国の軍縮・軍備管理交渉への参加を望む国際社会からの要請や、核不拡散体制の構築において「核兵器国」としての中国の地位を拒絶することの限界を認識した米政府自身の判断によるものであった。しかし、本稿で明らかにしたように、「核兵器国」を名指しにするのではなく、条文においてその定義のみを記すという間接的な形式をとった背景には、アジアにおいて米国と厳しく対立する中国の核兵器保有を受け入れ難く考える米政府内の根強い意見と、中国が「核兵器国」の仲間入りを果たすことに不満を覚えるインド・台湾といった冷戦下の同盟国・友好国への配慮が存在した。一九六四年四月のロバート・ジョンソン報告によってその政治的コストや有効性への批判が説得的に論じられた後も政府内で軍事介入策への支持が依然として語られた事実は、そうした「核兵器国」中国を拒絶し、中国の核実験成功以前の核兵器秩序を少しでも維持したいという願望が、政府内外において根強く残存していたことを示している。このため、NPT草案において「核兵器国」としての中国の立場を容認する決定においても、米政府は同時に中国政府に今後「核兵器国」としての義務や責任を求めていくという点を強調することを忘れなかった。その意味で、NPT草案における「定義」方式を通じた「核兵器国」中国の容認は、同盟国・友好国や政府内の「核兵器国」中国への反発に配慮した条件付きでの容認であったと言える。

本稿で論じた米国が核保有後の中国に対してどのように対応したのかという問題は、見方を変えれば核不拡散政策が「失敗」した後の政策を取り扱ったものである。従来の核不拡散政策研究においては、その政策の性質上、他国に

よる核兵器獲得を防ぐという「予防」の視点や時期に関心が向けられることがほとんどであった。だが、一つの国の核兵器開発を止められなかった場合でも、そこで核不拡散政策が終わるわけではない。周辺国への連鎖的な核拡散を防ぐためには、同盟国への安全の保証の提供や新たな核兵器国となった国を、どのようにそれまでの核兵器秩序に取り込んでいくかという問題に対処しなければならない。本稿で扱った核実験後の中国への対応の過程は、NPT体制という新たな核兵器秩序の形成に取り組む時期であったことも相まって、そうした問題の特徴が浮き彫りになったケースと言えるだろう。

NPTという条約は、一九六〇年代半ばの核兵器に関する「現状」を固定化する試みであったと考えることができるが、そこには「現状」とは何かという問題がともなうことになった。本稿で明らかになったように、「核兵器国」「非核兵器国」というNPTにおける「現状」の設定に至る過程において、米国は政府内において中国の位置づけをめぐり様々な議論を繰り返していた。そうした議論を経て、中国を加えた五カ国からなる「核兵器国」とそれ以外の「非核兵器国」という一九六〇年代半ばの「現状」は、NPT発効とともに「固定化」され、「普遍化」することになる。

最後に、核不拡散政策という視点から分析を行った本研究の射程外とはなるが、本稿でみてきた「核兵器国」中国への米政府の認識と対応の変化は、一九七〇年代の米中接近にも一定の影響を及ぼしたと考えられる。核実験成功後、米政府内では対中政策の再検討を求める声が強まる。それらは台湾政府への配慮などから例えば国連代表権問題などにおける米政府の立場を大きく転換させるような結果には至らなかったが、核不拡散体制の領域において中国を「核兵器国」として認めたことは、その後の米中接近の議論においても重要な布石になったと考えることができる。この点に関しては、さらなる研究が必要となるだろう。

一九七〇年三月に発効したNPTにより、一九六七年一月一日の時点で核兵器を保有していた米ソ英仏中の五カ国

を「核兵器国」とし、それ以外の国家を「非核兵器国」とする国際的な核不拡散体制が確立された。その後、一九七一年に安保理を含む国連における中国代表権が台湾から中華人民共和国へ移行し、冷戦終結後の一九九二年にフランスと中国がNPTへの加盟を果たしたことで、NPTの「核兵器国」五カ国が安保理常任理事国五カ国を務めることになった。NPT加盟国から「正統性」を付与された「核兵器国」としての地位は、安保理常任理事国を中心とする国際秩序を一層強固なものにする一方、「核兵器国」と「非核兵器国」という枠組みの下で核兵器の保有国に責任と義務を付帯させ、これ以降の核軍縮問題に対してその議論の基盤となる対立構造を提供するというかたちで大きな影響を与えることになったのである。

- (1) U. S. Proposal to ENDG: Draft Treaty to Prevent the Spread of Nuclear Weapons, (17 Aug. 1965), *Documents on Disarmament* (DoD) 1965 (Washington D. C.: USGPO, 1966), 347-9. 核不拡散に関する条約の呼称については、英名・和名ともに複数存在するが、本稿内では史料内での表現に従うケースを除き、NPTという略称を用いることとする。
- (2) Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons (NPT), United Nations Office for Disarmament Affairs (UNODA). <https://www.un.org/disarmament/wmd/nuclear/npt/text>
- (3) 中国の核兵器開発の全体像については、John W. Lewis, and Xue Litai, *China Builds the Bomb*. Stanford (California: Stanford University Press, 1988) を参照。
- (4) 米国の対中政策に関する研究については、Gordon Chang, *Friends and Enemies: The United States, China, and the Soviet Union, 1948-1972* (CA: Stanford University Press, 1990); Noam Kochavi, *A Conflict Perpetuated: China Policy during the Kennedy Years* (Westport: Praeger Publication, 2002); Rosemary Foot, *The Practice of Power: U. S. Relations with China since 1949* (Oxford: Oxford University Press, 1995); Evelyn Goh, *Constructing the U. S. Rapprochement with China, 1961-1974: From "Red Menace" to "Tact Ally"*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2005); Warren I. Cohen, *America's Response to China: A History of Sino-American Relations* (New York: Columbia University Press, 2000) など参照。
- (5) MIF問題に焦点を当てた核不拡散政策研究については、新垣拓『シモンソン政権における核不拡散政策の変容と進展』

- (「ネルズ」書房、二〇一六年)：有江浩「『アメリカの対西ドイツ拡大抑止と『核戦力共有』』『防衛学研究』第四五号 (二〇一一年) 八五—一一頁；Hal Brands, "Non-Proliferation and the Dynamics of the Middle Cold War: The Superpowers, the MLF, and the NPT," *Cold War History* 7, no. 3. (August 2007) : 389-423; Hal Brands, "Rethinking Nonproliferation: LBJ, the GIPATIC Committee, and U. S. National Security Policy," *Journal of Cold War Studies* 8, no. 2 (Spring 2006) : 83-113; Shane J. Maddock, *Nuclear Apartheid: The Quest for American Atomic Supremacy from World War II to the Present* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2010); Francis J. Gavin, *Nuclear Statecraft: History and Strategy in America's Atomic Age* (NY: Cornell University Press, 2012) など参照。
- (6) こうした傾向は「日本」への研究など個別のアジア国家を対象とした研究においてもみられる。黒崎輝『核兵器と日米関係—アメリカの核不拡散外交と日本の選択 一九六〇—一九七六』(有志舎 二〇〇六年)。George Perkovich, *India's Nuclear Bomb: The impact of Global Proliferation* (Berkeley: University of California Press, 1999)。
- (7) William Burr, and Jeffrey T. Richelson, "Whether to 'Strangle the Baby in the Cradle': The United States and the Chinese Nuclear Program, 1960-64," *International Security* 25, no. 3 (Winter 2000/2001) : 54-99; Jarblad, Andreas, "Testing the Strategic Theory of Preventive War: The Case of the Chinese Nuclear Weapons Program," *Asian Security* 3, no. 2 (2007) : 163-173; Gordon Chang, "JFK, China, and the Bomb," *The Journal of American History* 74, no. 4 (March 1988) : 1287-1310; 三船恵美「中ソ対立期における中国の核開発をめぐる米国の戦略—一九六一—一九六四年における4パターンの米中関係からの分析視角」『中国研究月報』第六〇巻第八号 (二〇〇六年) 一五—二六頁・宮本信生「中ソ対立の史的構造—米中その『核』と中ソの大国民族主義・意識の視点から」(日本国際問題研究所、一九八九年)。
- (8) ケネディ政権の旧スタッフが軍事介入策の存在について、「単なる議論の一つであり本格的な計画や実行意志はなかった」と否定しつつも、こうしたセンセーショナルな性格に拍車をかけた。Burr and Richelson, "Whether to 'Strangle the Baby in the Cradle,'" 54-5. McGeorge Bundy, *Danger and Survival: Choices and the Bomb in the First Fifty Years* (New York: Random House, 1988), 532.
- (9) Burr and Richelson, "Whether to 'Strangle the Baby in the Cradle,'" 57-60.
- (10) Memorandum, 12 Oct. 1960, Digital National Security Archive (DNSA), CI01400. National Intelligence Estimate. 13 Dec. 1960, *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, 1960-60, Vol. XIX (Washington D. C.: USGPO, 1996), 744-7.

- (11) Memo from Bundy to President, 8 Nov. 1962, *FRUS, 1961-3*, Vol. VII (Washington D. C.: USGPO, 1995), 597-8.
- (12) Telegram from the Department of State to the Embassy in India, 25 November 1962, *FRUS, 1961-63*, Vol. XIX, 405-408.
- Sean M. Turner, "A Rather Climactic Period": The Sino-Soviet Dispute and Perceptions of the China Threat in the Kennedy Administration," *Diplomacy & Statecraft* 22, no. 2 (2011): 267-9.
- (13) 米国にちよん連くの核不拡散合意に關する打診にこつては以上の資料を参照。Memcon, 23 August 1962, *FRUS, 1961-63*, Vol. VII, 556-9. Memo from Rusk to President, 21 September 1962, *FRUS, 1961-63*, Vol. VII, 570-2.
- (14) Kochavi, *A Conflict Perpetuated*, 200-1. やひに一九六一年末頃から、國務省のムルビに於つて中ソ対立が深刻な段階に入つたことを議論が活発に行われ、そのことがうかがふた。Lawrence Freedman, *Kennedy's Wars: Berlin, Cuba, Laos, and Vietnam* (Oxford: Oxford University Press, 2000), 255-60. Memo from Thomson to Harriman, 12 January 1962, *FRUS, 1961-63*, Vol. XXII (Washington D. C.: USGPO, 1996), 176-9.
- (15) Editorial Note, 12 Dec. 1962, *FRUS, 1961-63*, Vol. VII, 621-3.
- (16) NATO會議におもむへ前に、ラススタはヘルンマンと會議を行つ、草案の趣旨とその一部を讀み上げつ伝えつた。Memcon, 10 Dec. 1962, *FRUS, 1961-63*, Vol. VII, 620-1.
- (17) Draft Non-transfer Declaration, 12 Apr. 1963, DEF 14-B 1964 18-10 Nonproliferation Gilpatric Committee, 1964, Box 11, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, United States National Archives (USNA).
- (18) 例えど、Statement by the Chinese Communist Regime, 31 July 1963, *DoD* 1963 (Washington D. C.: USGPO, 1964), 268-72や参照。
- (19) Memo, 10 July 1963, *FRUS, 1961-63*, Vol. VII, 789-90.
- (20) 中国の核兵器開発に対するケネディのこだわりは、特に一九六三年二月八日の閣僚會議で確認できぬ。Editorial Note, 8 Feb. 1963, *FRUS, 1961-63*, Vol. VII, 644-7.
- (21) Memo from Fisher to Rusk, 15 June 1964, DEF 14 1963-1964 18-10 Nonproliferation, Box 9, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (22) Memcon, 16 June 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XI (Washington D. C.: USGPO, 1997), 76-81.
- (23) Ibid.

- (24) Draft Position Paper, 14 Aug. 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XI, 98-110.
- (25) Memo from Thompson to Rusk, 25 Aug. 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XI, 112-7.
- (26) Burr and Richelson, "Whether to 'Strangle the Baby in the Cradle?'"
- (27) Memo from LeMay to McNamara, 29 Apr. 1963, Doc. 6, Electronic Briefing Book (EBB) No. 38, National Security Archive (NSA).
- (28) Memo from Komert to Bundy, 26 Feb 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XXX (Washington D. C.: USGPO, 1998), 23-4.
- (29) 「この作戦計画への付言とこぼれ」 通常兵器よりも核兵器での攻撃を推奨している。Ibid.
- (30) ケネディは隠密の軍事介入により中国の核開発施設を排除する方法の有効性についてスタッフに漏らしたこともあった。
William C. Foster, recorded interview by Charles T. Morrissey, August 5, 1964, 35-8, John F. Kennedy Library Oral History Program.
- (31) Memo for the Record, 20 Apr. 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XXX, 55-7.
- (32) Report by Robert Johnson, 15 Oct. 1963, Doc. 10, EBB No. 38, NSA.
- (33) Paper by PPC, undated, *FRUS, 1964-68*, Vol. XXX, 57-8.
- (34) Memo from Rusk to President, 1 May 1964, Doc. 12, EBB No. 38, NSA.
- (35) Ibid. Memo from Robert Johnson to All Members of S/P, 1 June 1964, Doc. 13, EBB No. 38, NSA.
- (36) Memo for the Record, 20 Apr. 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XXX, 55-7.
- (37) Burr and Richelson, "Whether to 'Strangle the Baby in the Cradle?'" 72-3.
- (38) SNIE, 26 Aug. 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XXX, 78-81. 「一九六四年秋ごろ中国の核実験が想定よりも早まるという見方も出ている」。
- (39) Memo for the Record, 15 Sep. 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XXX, 94-5.
- (40) Memcon, 25 Sep. 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XXX, 104-5.
- (41) Memo from Komert to Bundy, 18 Sep. 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XXX, 96-9.
- (42) Ibid.
- (43) Chinese Communist Statement on Nuclear Weapons, 16 Oct. 1964, *DoD 1964* (Washington D. C.: USGPO, 1965), 448-51.

- (44) Statement by President Johnson on the Chinese Communist Nuclear Test, 16 Oct. 1964, *DoD* 1964, 451-2.
- (45) 国務長官のシムスは事前の声明において中国の核実験の可能性に言及するに及び、その衝撃の予防を図った。Statement by Rusk on Chinese Communist Nuclear Program, 29 Sep. 1964, *DoD* 1964, 440-1.
- (46) Letter from Shastri to Chou, 27 Nov. 1964, *DoD* 1964, 487-91.
- (47) Address by Aiken to the General Assembly, 8 Dec. 1964, *DoD* 1964, 519-23.
- (48) 「シムスはブイランラムの見解に反対して、シムスに不満を抱いた。」Telegram from Bowles to Rusk, 16 Jan. 1965, Box 6, Committee File-Committee on Nuclear Proliferation, NSF, Lyndon B. Johnson Presidential Library (LBJL).
- (49) Television Interview with Rusk: Chinese Communist Nuclear Test, 16 Oct. 1964, *DoD* 1964, 452-4.
- (50) Radio-Television Address by President Johnson, 18 Oct. 1964, *DoD* 1964, 465-9.
- (51) 「一〇月一九日の演説で、ブイランラム長官（William Foster）が、「中国は核実験をしたことで、その地位を支持する国際社会において孤立しようとする大きな対価を払った」と述べた。」Address by Foster before the Economic Club of Detroit, 19 Oct. 1964, *DoD* 1964, 469-78.
- (52) 「わが国は再検討が進められていた関係から、一〇月一七日のNSC会議において、ブイランラム長官のブローン（John McCone）はシモンソン大統領に前面各国の代表と会わなうと述べた。提言した。」Memo for the Record, 17 Oct. 1964, *FRUS*, 1964-68, Vol. XXX, 110-2.
- (53) NSAM 320, 25 Nov. 1964, Non-Proliferation-Gilpatric Committee 1964, Box 11, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (54) Glenn T. Seaborg, *Stemming the Tide: Arms Control in the Johnson Years* (Lexington: Lexington Books, 1971), 136-8.
- (55) A Report to the President by the Committee on Nuclear Proliferation, 21 Jan. 1965, Gilpatric Committee 1964, Box 11, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (56) Ibid.
- (57) Report by George Rathjens, 14 Dec. 1964, Doc. 21, Doc. 13, EBB No. 38, NSA.
- (58) Minutes of Briefing by McNamara, 7 Jan. 1965, Box 10, Committee File-Committee on Nuclear Proliferation Third Meeting, NSF, LBJL.

- (59) Prof. Roger Fisher's Comments, undated, Box 10, Committee File-Committee on Nuclear Proliferation Third Meeting, NSF, LBJL.
- (60) Memo from Foster to William Bundy, 21 Dec. 1964, DEF 18-1, General Policy and Plans-freeze (1961-66), Box 4, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (61) Memo for the Record, 18 Nov. 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XXX, 125-8.
- (62) Memcon, 16 June 1964, *FRUS, 1964-68*, Vol. XI, 76-81.
- (63) Value and Feasibility of a Nuclear Non-proliferation Treaty, 10 Dec. 1964, Box 2, Committee File-Committee on Nuclear Proliferation Problem 3, NSF, LBJL.
- (64) Memcon, 23 Feb. 1965, DEF 18-10, General Policy and Plans-freeze (1961-66), Box 4, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (65) United Kingdom Draft Non-dissemination Treaty, 19 Feb. 1965, DEF 18-10, General Policy and Plans-freeze (1961-66), Box 4, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (66) Notes on the United Kingdom Draft Non-dissemination Treaty, 19 Feb. 1965, DEF 18-10, General Policy and Plans-freeze (1961-66), Box 4, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (67) Memcon, 5 Mar. 1965, DEF 18-10, General Policy and Plans-freeze (1961-66), Box 4, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (68) Memo from Thompson to Rusk, 28 June 1965, DEF 18-10, General Policy and Plans-freeze (1961-66), Box 4, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (69) Memcon, 15 June 1965, Memcon, 11 June 1965, DEF 18-10, General Policy and Plans-freeze (1961-66), Box 4, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (70) Telegram from New York to Rusk, 3 June 1965, DEF 18-10, General Policy and Plans-freeze (1961-66), Box 4, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (71) Seaborg, *Stemming the Tide*, 155-7.
- (72) Chinese Communist Communiqué on Second Nuclear Test, 14 May 1965, *DoD* 1965, 168-9.

- (73) Statement by Myrdal to the Disarmament Commission, 10 May 1965, *DoD* 1965, 158-65.
- (74) Statement by the Fahmy to the First Committee of the General Assembly, 4 May 1965, *DoD* 1965, 151-8. Telegram from Bowles to Rusk, 16 Jan. 1965, Box 6, Committee File-Committee on Nuclear Proliferation, NSF, LBL.
- (75) Report by Foster, 18 June 1965, *FRUS, 1964-68*, Vol. XI, 214-6.
- (76) Memo from Foster to CoP members, 16 July 1965, DEF 18-10, General Policy and Plans-freeze (1961-66), Box 4, Records Relating to Disarmament and Arms Control, 1961-1966, RG 59, USNA.
- (77) Memo from Fisher to CoP members, 31 July 1965, USDDO, CK2349030245. Memo from Fisher to Cater, 18 June 1965, DNSA, NP01118.
- (78) U. S. Proposal Submitted to ENDC: Draft Treaty to Prevent the Spread of Nuclear Weapons, 17 Aug. 1965, *DoD* 1965, 347-9.
- (79) 九月二四日の演説において中国を含む核兵器国五カ国に繰り返し言及したソ連外相ゲロムコ (Andrei Gromyko) とソ連との対照性がわかる。Address by Gromyko to the General Assembly, 24 Sep. 1965, *DoD* 1965, 436-41.
- (80) Statement by Foster to ENDC, 17 Aug. 1965, *DoD* 1965, 349-53.

坂本 正樹 (さかもと まさき)

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域

アメリカ外交史、国際関係史、国際政治学

主要著作

「ケネディ政権の核不拡散政策と核実験禁止交渉、一九六一―一六三年」『法学政治学論究』第一一二号 (二〇一七年)

「インド核問題をめぐる米国の対応、一九六四―一九六八年」『法学政治学論究』第一一五号 (二〇一七年)